

広島県未来チャレンジ資金に関するQ&A集 (令和6年4月30日改訂)

【目次】

1 制度の概要	1
【貸付申請時】	
2 貸付対象者の要件	1
3 募集期間	2
4 大学院等専門課程とは	2
5 県内企業等に就業とは	3
6 貸付期間	4
7 貸付額	5
8 連帯保証人	6
9 申請書類	6
10 貸付審査・面接	7
11 貸付けの内定	8
12 貸付けの決定	8
【貸付期間中】	
13 貸付期間中の届出	8
14 貸付けの一時停止	9
15 貸付けの中止	10
16 退学した場合	11
17 貸付けを辞退する場合	12
【貸付期間の満了時】	
18 貸付総額の確定通知	12
19 大学院を修了した場合	12
20 留年した場合	13
【貸付金の返還ルール等】	
21 返還の原則	14
22 延滞金・注意事項	15
23 繰上返還	15
24 返還猶予	15
25 返還猶予に関する手続き	17
26 就業の定期確認	18
27 全額返還免除	19
28 一部返還免除	19
29 返還が免除されない場合	20
【その他】	
30 県との連絡	21
31 外部への公表	21
32 事業への協力	21

1 【制度の概要】

1－1

Q： この制度はどのような内容ですか？

A： 産業の発展に不可欠な高度で多彩な人材を生み出すため、大学院等専門課程において、県内産業の持続的発展に不可欠なイノベーションの創出に寄与する知識を習得する方で、修了後、広島県内企業等に就業しようとする方に対して、修学に必要な資金を貸し付けます（無利子）。

課程修了後9年間のうち、広島県内企業等で8年間就業していただくと、貸付金全額の返還が免除されます。ただし、貸付金ですので、各種要件を満たさなくなった時点で、貸付金全額を一括で返還をしていただきますので御注意ください。

■貸付申請時■

2 【貸付対象者の要件】

2－1

Q： 貸付申請に当たって、どのような要件がありますか？

A： 次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①入学年の4月1日現在で40歳未満の者
- ②日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- ③企業又は官公庁等における実務経験を2年以上有する者
- ④企業又は官公庁等の派遣による修学でない者
- ⑤他の奨学金等を受給していない者
- ⑥過去に当該資金の貸付けを受けたことがない者

2－2

Q： 既に大学院等専門課程に入学していますが、在学生でも応募できますか？

A： 応募できます。ただし、在学生の場合、貸付期間は申請時期により異なります（6【貸付期間】を参照）。

2－3

Q： 大学院の入学試験を受験する前でも応募できますか？

A： 受験する大学院が1つに絞られている場合は、応募できます。複数校を受験し、入試の結果により進学先を決める場合は、進学先が決まった後に応募してください。

2－4 《②日本国籍を有する者等について》

Q： 現在、広島県外（国外）に住んでいますが、応募できますか？

A： 応募できます。ただし、申請書類に住民票等の提出がありますので、国外に住んでいる場合は、事前に御連絡ください。

2－5 《③実務経験2年以上有する者について》

Q： 実務経験は、どの時点で判断しますか？

A： 応募申請時点での経験年数で判断します。

2－6

Q： 返還免除の対象とならない就業先（学校法人やNPO法人等）でこれまで働いた経験があります。

応募要件の実務経験に含むことはできますか？

A： 実務経験には、これらの就業期間を含むことができます。

ただし、申請時点で返還免除の対象とならない就業先に勤務している場合は、県内企業等への転職が必要です（9【申請書類】、24【返還猶予】を参照）。

2－7

Q： 実務経験に、インターンシップやアルバイトは含まれますか？

A： 学生の時に行ったインターンシップやアルバイトは、実務経験に含まれません。学生が主になるからです。ただし、卒業後に働いているが、その勤務形態が正社員以外（アルバイトやパートタイム

等) の場合は、実務経験に含むことができます。

2-8 《④企業等の派遣による修学でない者について》

Q： 企業等の派遣による修学については、どのように判断しますか？

A： 企業等から修学に必要な経費（学費・交通費等）が支払われているかどうかで判断します。

2-9 《⑤他の奨学金等を受給していない者について》

Q： 他の奨学金等との併給を認めていないのは、なぜですか？

A： 当資金は無利子かつ返還免除のある貸付金です。そのため、他の奨学金等を受けることで、利益を重複して受けないようにするために、併給を認めていません。

2-10

Q： 大学の学部生の時に奨学金を受給していましたが、これは他の奨学金等に含まれますか？

A： 含まれません。この資金に関わる大学院等専門課程で、他の奨学金等を受給しているかどうかで判断します。

2-11

Q： 教育訓練給付金は該当しますか？

A： 他の奨学金等に含まれます。

2-12

Q： 金融機関等が取り扱う教育ローンは該当しますか？

A： 教育ローンは金融商品ですので、他の奨学金等に含まれません。

3【募集期間】

3-1

Q： 募集はいつ行いますか？

A： 次の日程で年4回程度、実施を予定しています。ただし、応募多数の場合で、貸付額の総額が予定していた額に達した場合は、それ以降の募集は行いません。

募集回次	1次募集	2次募集	3次募集	4次募集
募集締切	3月上旬	6月末日	9月末日	11月末日

3-2

Q： 採択される人数は？

A： 年間15人程度を見込んでいます。

4【大学院等専門課程とは】

4-1

Q： 大学院等専門課程とは、どのような課程が当てはまりますか？

A： イノベーションに寄与すると知事が認める学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の課程その他これに準すると知事が認める国内外の教育機関の課程をいいます。具体的には、次の①～③の課程をいいます。

① 専門職学位課程のうち、次の分野

- ・経営 ・応用情報技術 ・技術経営 ・産業技術 ・会計 ・ファッショニビジネス
- ・福祉マネジメント ・景観マネジメント ・デジタルコンテンツ ・知的財産
- ・その他広島県産業の発展に寄与する分野

② 博士課程後期のうち、上記の分野

③ ①または②に準ずる国内外の教育機関の課程

なお、上記の課程であっても、各種士業（弁護士・公認会計士・税理士など）や教員の養成など、将来、業務独占資格^(※)が必要な業務を行うため、その資格取得（資格試験の受験資格、試験科目免除等を含む）に必要な知識を習得することを目的としている場合は応募できません。

※資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格のこと。

4-2

Q： 専門職大学院に準する課程とは、どのような課程ですか？

A： 申請者が修学する大学院の分野・内容等が、専門職大学院の分野・内容等（ただし、Q4-1-①に記載の分野に限る）と同程度であることが前提となります。その上で、申請者の修学目的や将来像、広島県産業に対する貢献意欲等を総合的に勘案した結果、広島県産業の発展に貢献する課程であると判断できれば、専門職大学院に準する課程として認められる場合があります。

4-3

Q： 通信制の大学院も対象になりますか？

A： 通学・通信の形態を問わず、Q4-1を満たす課程が対象になります。

4-4

Q： 大学院の科目等履修生や聴講生は対象になりますか？

A： 対象になりません。

5 【県内企業等に就業とは】

5-1

Q： 資金の返還猶予・免除の対象となる「県内企業等に就業」とは、どのような内容ですか？

A： 次の3つが該当します。

- | |
|--|
| ① 広島県内に本店を有する会社・主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人・主たる事務所等を置く個人事業者に就業した場合 |
| ② 広島県外に本店を有する会社・主たる事務所を有する医業を主たる事業とする法人・主たる事務所等を置く個人事業者の、広島県内の支店・事務所・事務所等に就業した場合 |
| ③ 広島県内に本店・主たる事務所・主たる事務所等を置いて事業を営む場合 |

5-2

Q： 就業先の会社の規模や業種などの要件はありますか？

A： 規模や業種は問いません。

5-3

Q： 大学院等専門課程に入学する前から、広島県内に本社のある会社で就業しています。在学中及び修了後もこの会社に勤務する予定ですが、対象になりますか？

A： 入学前から就業していた県内企業等がQ5-1に該当し、修了後も継続して就業する場合も対象になります。

5-4

Q： 広島県内に本社のある会社に就業していますが、今後、県外や海外の支店に転勤した場合は、どのようになりますか？

A： Q5-1-①に該当する会社に就業していれば、配属先が県外や海外の支店でも対象になります。

5-5

Q： 東京に本社のある会社に就職し、現在の配属先は広島支店です。その後、大阪支店に転勤した場合はどうなりますか？

A： 広島支店に勤務している間は、上記の②に該当します。

しかし、県外の本社や支店に勤務した期間が、一定の期間を超えると、貸付金を即時に返還していただきますので御注意ください（29【返還が免除されない場合】を参照）。

5-6

Q： 医業を主たる事業とする法人とは、どのような法人ですか？

A： 医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人・財団法人又は社団法人をいいます。なお、医業の範囲については、日本標準産業分類上の病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業及び介護老人保健施設が該当します。

5-7

Q： 広島県内に本店・主たる事務所・主たる事務所等を置いて事業を営む場合とは、どのような就業ですか？

A： 広島県内で、会社や医業を主たる事業とする法人を経営する場合や、個人事業者になる場合をいいます。なお、個人事業者の場合は、税務署に提出する個人事業の開業届出書等により確認できる主たる事務所の所在地で県内事務所を判断します。

5-8

Q： 公務員や大学教員として働く場合は対象になりますか？

A： 官公庁や学校法人、NPO 法人や組合等は県内企業等に当てはまらないため、対象になりません。

6 【貸付期間】

6-1

Q： 貸付を受けられる期間はどのくらいですか？ また、どのような費用が貸付の対象になりますか？

A： 申請時の状況により、次のとおりとなります。

① 大学院に入学する前に申請する場合

貸付期間	費用
入学した日の属する月から、適用修業年限 ^(※1) によって修了する日の属する月までの期間又は3年間のいずれか短い期間	入学金・授業料 住居の賃借料 ^(※3) （通学のために転居が必要な場合 ^{※4} ）

② 大学院在学中に申請する場合

貸付期間	費用
知事が定める期間から、適用修業年限 ^(※1) によって修了する日の属する月までの期間	授業料 住居の賃借料 ^(※3) （通学のために転居が必要な場合 ^{※4} ）

※1 適用修業年限とは、各大学院で定められた標準修業年限のうち、貸付対象者に適用される修業年限をいいます。なお、適用修業年限が基準修業年限^(※2)を超える場合、基準修業年限までとなります。

※2 基準修業年限とは、各大学院で定められた標準修業年限のうち、教育研究の必要等に応じて定められた標準修業年限以外の標準修業年限（「通常の修業年限」）のうち、期間の最も長いものをいいます。

※3 光熱水費、敷金、礼金等は除きます。

※4 （入学前に申請する場合）

授業の終了時刻において、公共交通機関の運転が終了しているなど、転居しなければ通学できない合理的な理由がある場合に認められます。なお、広島県内での転居は、原則対象なりません。

（在学中に申請する場合）

大学院の都合により、校舎の移転やカリキュラムの変更（例えば、土日コースが平日昼間コースのみに変更する場合）があるなど、入学時とは異なる特別の事情が生じた場合に認められます。

6-2

Q： 在学生の場合、貸付期間の開始月はどのようになりますか？

A： 資金の申請時期により、開始月が異なります。また、各大学院の履修開始期や授業料の区分により、対象費用も異なります。概ね次の例を参考にしてください。

（1）4月入学の場合

資金の募集	募集締切	貸付開始	貸付の対象となる授業料の例
1次募集	3月上旬	4月分～	1年生の2月に申請。2年生の前期分から
2次募集	6月末		1年生の6月に申請。1年生の前期分から
3次募集	9月末	10月分～	1年生の9月に申請。1年生の後期分から
4次募集	11月末		1年生の11月に申請。1年生の後期分から

(2) 10月入学の場合

資金の募集	募集締切	貸付開始	貸付の対象となる授業料の例
1次募集	3月上旬	4月分～	1年生の2月に申請。1年生の後期分から
2次募集	6月末		1年生の6月に申請。1年生の後期分から
3次募集	9月末	10月分～	1年生の9月に申請。2年生の前期分から
4次募集	11月末		1年生の11月に申請。1年生の前期分から

※募集の回数や締切は変更することがあります。

6-3

Q： 大学院を留年した場合、貸付期間は延長されますか？

A： 延長されません（20【留年した場合】を参照）。

6-4

Q： 長期履修生の場合は、貸付期間はどのようになりますか？

A： 長期履修制度は、通常の修業年限ではありませんので、適用修業年限までが貸付期間となります。
長期履修は留年と同じ扱いになります（20【留年した場合】を参照）。

なお、貸付申請時から長期履修制度を利用している場合は、申請書類の応募理由書に、その旨を記載していただきますので、事前に県に御連絡ください。

7 【貸付額】

7-1

Q： 貸付月額はどのように計算しますか？

A： 対象となる費用の合計額を、貸付期間の月数で除して得た額（千円未満は切捨）となります。
なお、貸付月額の上限は、国内の大学院は10万円、国外の大学院は20万円を原則とします。

7-2

Q： 通常の修業年限は2年間ですが、1年半で修了できる履修コースを選択しました。貸付月額の上限はどのようになりますか？

A： 通常の修業年限（2年間）が基準修業年限となります。選択した履修コース（1年半）が、適用修業年限となります。

このように適用修業年限の月数（A）が基準修業年限の月数（B）より短い場合、下表の区分に応じて貸付月額の上限が増額します。

基準修業年限（B）の区分	国内の大学院	国外の大学院
1年以内の期間	120万円÷A	240万円÷A
1年を超える2年以内の期間	240万円÷A	480万円÷A
2年を超える期間	{240万+10万円×(B-24)}÷A	{480万+20万円×(B-24)}÷A

7-3

Q： 資金の貸付対象として認められた海外の大学院（本校）の日本分校に入学します。修学カリキュラムや、入学金・授業料も本校とまったく同じ内容です。この場合、貸付区分はどうなりますか？

A： 文部科学省の認可を受けて設置された大学院は、国内の大学院の区分になります。一方、設置の根拠が海外の機関等にある場合は、海外の大学院の区分になります。

そのため、本校と分校とで設置の根拠が同じ場合は、本校の区分が適用されます。

7-4

Q： 海外の大学院から条件付きで入学が許可されました。入学の必須条件として、大学院に入学する前に、大学院附属語学学校で必要単位を取ることとなっています。附属語学学校での修学も、貸付けの対象となりますか？

A： 附属語学学校での修学が必須となっている場合は、大学院と一体のものとして取扱い、貸付けの対象になります。ただし、貸付期間は、附属語学学校及び大学院の全期間を通して3年間が上限となります。一方、附属語学学校での修学が必須でない場合は、大学院の期間のみが対象になります。

7-5

Q： 貸付金はどのように支給されますか？

A： 6月分ずつ、その最初の月に預金口座に振り込みます。ただし、初回は貸付決定後の支払いとなるため、この限りではありません。

8 【連帯保証人】

8-1

Q： 連帯保証人（2人以上）は、どのような責任がありますか？

A： 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するため、申請者と同じ責任を負うことになります。返還が必要となった場合は、申請者と同時に返還義務があります。

8-2

Q： 連帯保証人は、どのような人にしたらよいのでしょうか？

A： 貸付金の全額を一括で返還できる資力がある方にしてください（9【申請書類】、21【返還の原則】を参照）。

具体的には、以下の条件を満たす者としてください。なお、各条件の「相当の」とは、貸付金の全額を一括で返還することができる相当のものをいいます。

(1) 身元確実な成年者であること。

(2) 資力については、次の①②いずれかを満たし、それを証明する書類を提出できること。

要件	提出書類（コピー可）	備考
①固定した収入をもって独立の生計を営むこと。	前年度の課税台帳記載事項証明書 (給与収入のみの場合は源泉徴収票)	
②相当の固定資産を有すること。	固定資産評価証明書、不動産登記簿謄本全部事項証明書（土地、建物）	共同で所有している場合は、本人の持分割合がわかる書類を添付

ただし、①②が貸付総額に満たない場合、次の書類に代えることができる。

③相当の預貯金を有すること。	預貯金を証明する書類（通帳の表紙と金額記載ページのコピーなど）	
----------------	---------------------------------	--

8-3

Q： 連帯保証人が死亡した場合は、どのようになりますか？

A： 新たな連帯保証人を立ててください。新たな連帯保証人を立てない場合は、死亡した方の法定相続人が連帯保証人となりますので御注意ください。

8-4

Q： 連帯保証人が法人の場合は、どのような法人が認められますか？

A： 申請者が勤めている会社や、役員をしている会社など、申請者が所属している法人は、連帯保証人になることができません（9【申請書類】を参照）。

9 【申請書類】

9-1

Q： 募集要項やカリキュラムは、大学院のホームページの内容でもよいでしょうか？

A： 申請者が入学する際に適用される内容が記載されていれば構いません。ただし、大学院の研究科名、住所、連絡先など、出典が分かるものとしてください。

9-2

Q： 住民票が確認できる書類が必要ですが、コピーでもよいのでしょうか？

A： 「住民票の写し」のコピー等公共機関が発行したもののがコピーであれば問題ございません。

9-3

Q： 健康診断書は、どのようなものを提出すればよいでしょうか？

A： 申請日から6か月以内に受診したもの（原本またはコピー）を提出してください。健康診断の様式例をホームページに掲載していますので、これを使用していただいて構いません。病院独自の様式で提出する場合は、様式例と同等の健診項目があるものとしてください。

9-4

Q： 会社の健康診断の結果でもよいでしょうか？

A： 申請日から6か月以内に受診した健康診断の結果（原本またはコピー）であれば構いません。原本を提出できない場合は、会社が原本照合した証明が記載されているものをお出し下さい。

9-5

Q： 希望貸付額を証明する書類とは、どのようなものですか？

A： 授業料等を支払った領収書や、大学院から通知された入学金や授業料の支払いに関する文書を提出してください（写しでも可）。募集要項がこの書類に該当する場合は、申請者が入学する年度に適用されるものを提出してください。

なお、住居賃借料は契約書の写しを提出してください。

9-6

Q： 連帯保証人が法人の場合は、保証人の資格に関する調べはどのように記載すればよいでしょうか？

A： 保証人に関する調べに代えて、法人に関する次の書類を提出してください。

- ・連帯保証人になることについて、会社の意思決定が確認できる書類（株主総会の議事録の写しに原本照合をしたものなど）
- ・履歴事項全部証明書（原本）
- ・過去3年分の収支計算書（貸借対照表、損益計算書等の決算資料）

9-7

Q： 県内企業等への就業に向けたロードマップ（就職活動の計画書）とは、どのような場合に提出すればよいでしょうか？

A： 申請時に、県内企業等に就業していない場合や、自分自身の将来像を実現するため、大学院在学中又は修了時に転職や起業を考えている場合は、提出してください。

なお、返還猶予の対象となる就業に向け、在学中にどのような就職活動を行うのか、具体的に記入してください。

10【貸付審査・面接】

10-1

Q： 審査はどのような形で行われますか？

A： 書面及び面接により審査します。書面審査を通過した申請者について、後日通知する日時に広島県庁またはオンラインにおいて面接を行います。

10-2

Q： 審査の結果は、どのように連絡がありますか？

A： 文書で通知します。

貸付採択の場合	入学前に申請した方	貸付内定通知書（11【貸付けの内定】を参照）
	在学生	貸付決定通知書（12【貸付けの決定】を参照）
貸付不採択の場合		不合格の通知書

11 【貸付けの内定（入学前に申請した場合）】

11-1

Q： 貸付内定の通知がありました。その後はどのような手続きがありますか？

A： 内定通知書に記載している提出期限までに、次の書類を提出してください。

- | |
|---|
| ① 在学証明書（又は入学手続きを行ったことが分かる書類） |
| ② 貸付申請書の希望貸付額欄に記載した内容の額を証する書類 |
| ③ （入試の合否判定前に申請した人）合格発表後、速やかに合格通知書の写しを提出 |

提出書類の内容を確認した後、貸付決定通知書をお送りします。

12 【貸付けの決定】

12-1

Q： 貸付決定の通知がありました。その後はどのような手続きがありますか？

A： 貸付決定通知書に記載のある提出期限までに、次の書類を提出してください。

- | |
|---|
| ① 借用書（様式第5号）、修学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書（原本）を添付 |
| ② 個人情報の提出に関する同意書（修学生及び連帯保証人がそれぞれ記載） |
| ③ 貸付金の振込先の口座振替依頼書、通帳のコピーを添付（口座名義と番号が分かるページ） |
| ④ 申請者及び連帯保証人の住民票の写し（市区町村から発行されるものの原本）（本籍が記載されているもの） |

提出書類の内容を確認した後、③の預金口座に貸付金を振込みます（7【貸付額】を参照）。

12-2

Q： 借用書とはどのような意味合いの書類ですか？

A： 貸付申請に対し県が貸付決定を通知した時点で、修学生と県の間で消費貸借契約が成立しますが、修学生には借用書によって貸付規則に従うことを改めて宣誓していただくこととしています。連帯保証人と県の間では、借用書の提出をもって当資金の貸付においての連帯保証契約が成立します。

借用書は修学生及び連帯保証人が自署し実印で押印してください。また、貸付額に応じた収入印紙を貼り、修学生又は連帯保証人の印で、印紙に割印をしてください。印鑑登録証明書（原本）3人分を添付してください。

なお、修学生及び連帯保証人の氏名・住所・連絡先の他、貸付申請書の内容と異なる事項が生じた場合は、異動届書（様式第13号）を提出してください（13【貸付期間中の届出】を参照）。

12-3

Q： 海外の大学院から条件付きで入学が許可された場合は、どの時点で貸付けが決定されますか？

A： 附属語学学校での修学期間も貸付期間と認められた場合は、附属語学学校に入学したことを確認した時点となります。大学院のみが貸付期間と認められた場合は、大学院に入学した時点です（7【貸付額】を参照）。

■貸付期間中■

13 【貸付期間中の届出】

13-1

Q： 貸付期間中は、どのような手続きがありますか？

A： 次の届出事項に応じて、速やかに書類を提出してください。

届出がない場合は、貸付金の支払等に影響しますので御注意ください。なお、事前に電話・メールで御連絡をいただくと、手続きがスムーズに進みますので御協力をお願いします。

届出事項	書類	添付書類	備考
氏名、住所、連絡先（電話・メールアドレス）を変更したとき	異動届書 (様式第13号)	(氏名・住所変更の場合) 住民票の写し（市区町村から発行されるものの原本）	
進級時	成績証明書		成績又は性行が不良となった場合は、貸付けの一時停止又は中止をします（14【貸付けの一時停止】15【貸付けの中止】を参照）。

届出事項	書類	添付書類	備考
休学したとき	異動届書 (様式第13号)	休学証明書	貸付けの一時停止をします(14【貸付けの一時停止】を参照)。
復学したとき	異動届書 (様式第13号)	復学証明書	貸付けを再開します。
停学その他の処分を受けたとき	異動届書 (様式第13号)	停学を証する書類 処分の内容を証する書類	停学となった場合は、貸付けの一時停止、その他の処分の場合は、貸付けの一時停止又は中止をします(14【貸付けの一時停止】15【貸付けの中止】を参照)。
転学したとき	異動届書 (様式第13号)	転学に関する証明書 転学先の修学内容・費用等が確認できるもの	転学により貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、貸付けを中止します(15【貸付けの中止】を参照)。
退学したとき	異動届書 (様式第13号)	退学証明書	貸付金を返還してください(16【退学した場合】を参照)。
貸付けを辞退するとき	貸付辞退申出書 (様式第7号) 返還猶予申請書 (様式第8号)	必要に応じて貸付辞退の理由を証する書類	貸付金を返還してください。 なお、在学中は返還が猶予されます(17【貸付けを辞退する場合】を参照)。
在籍中に死亡したとき	死亡届 (様式第15号) 返還免除申請書 (様式第10号)	退学証明書 死亡診断書	連帯保証人が書類を提出してください。なお、資金の返還は全額免除されます(27【全額返還免除】を参照)。
在籍中に重度の障害の程度に至る心身の故障のため退学したとき	異動届書 (様式第13号) 返還免除申請書 (様式第10号)	退学証明書 心身の故障の事実及び程度を証する診断書	
県内企業等に就職したとき	異動届書 (様式第13号)	就業証明書(様式第11号)	
県内企業等を退職したとき	異動届書 (様式第13号)		
県内企業等に転職したとき	異動届書 (様式第13号)	就業証明書(様式第11号)	
連帯保証人の氏名・住所・連絡先に変更があったとき (連帯保証人が法人の場合にあっては、名称・所在地・代表者の氏名・連絡先)	異動届書 (様式第13号)	(氏名・住所変更の場合) ・住民票の写し (市区町村から発行されるものの原本) ・法人は履歴事項全部証明書	
連帯保証人が死亡したとき、若しくは破産手続き開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときなど、連帯保証人を変更する必要が生じた場合	異動届書 (様式第13号)	・死亡診断書 ・破産手続き開始等に関する事実を証する書類	新たな連帯保証人(法定相続人を含む)が記入した次の書類も提出してください。 ・借用書(様式第5号) ・保証人の資格に関する調べ ・個人情報の提出に関する同意書
その他届出と異なる事実が生じた場合	異動届書 (様式第13号)等	事実を証する書類	まずは県に御一報してください。 (例)長期履修生になった場合など

14【貸付けの一時停止】

14-1

Q： 貸付けはどのような場合に一時停止されますか？

A： 次の場合です。

大学院等専門課程を休学したとき。
停学処分を受けたとき。
学業の成績又は性行が不良となった場合で、改善の見込みがあると認められるときは、一時停止することがある。

14-2

Q：どのくらいの期間、一時停止されますか？

A：一時停止の事由に応じて次表のとおりとなります。

事由	一時停止の開始月	一時停止の終了月	一時停止期間の上限
休学	休学開始日の属する月の翌月	復学した日の属する月	2年
停学 ^(※)	停学処分を受けた日の属する月の翌月	停学処分が解除された日の属する月	
成績不良等	県から一時停止を通知した日の属する月の翌月	県から一時停止の解除を通知した日の属する月	1年

※停学処分を受けた日と停学処分が解除の日が同一の月にある場合は、停学処分を受けた日の翌月を一時停止します。

14-3

Q：5月1日から9月30日まで5ヶ月間、休学することになります。10月1日に復学する予定です。休学又は復学の際には、それぞれどのような手続きが必要ですか？

A：休学時は、異動届書（様式第13号）と休学証明書（原本）を提出してください。
貸付けは、6月分から10月分までを一時停止します。

なお、振込手続きの関係で、一時停止期間中の貸付金が既に口座に振り込まれていた場合は、納入通知書を送りますので、納入通知書を発する日から10営業日以内に返還してください。

復学時は、異動届書（様式第13号）と復学証明書（原本）を提出してください。

14-4

Q：復学に伴い大学院を修了する時期が、当初の3月から翌年度9月に変更することになりました（秋入学者と同じ時期に修了する予定です）。貸付期間はどのようになりますか？

A：貸付は11月分から再開し、一時停止された5ヶ月分が延長されます（翌年度8月分まで支給）。ただし、本来の貸付月数を超えた期間は貸付はありませんので、翌年度9月分は支給されません。



※翌年度9月は返還据置期間になります（21【返還の原則】を参照）。

14-5

Q：一時停止期間の上限を超えたため、貸付けが中止されました。どのような手続きが必要ですか？

A：15【貸付けの中止】を参照してください。

15【貸付けの中止】

15-1

Q：貸付けはどのような場合に中止されますか？

A：次の場合です。

大学院等専門課程の修了の見込みがなくなったとき。
貸付対象者の要件（2【貸付対象者の要件】を参照）を欠くに至ったとき。
その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

15-2

Q：どのような手続きが必要ですか？

A：貸付中止の事項に該当する場合は、直ちに県に連絡してください。また、異動届書と中止事由を証する書類を提出してください。

県から貸付中止通知書（様式第6号）と貸付総額確定通知書（様式第12号）を送付します。

15-3

Q：貸付金はどのように返還したらよいでしょうか？

A：貸付が中止された月から1年間は返還を据え置き、この返還据置期間が経過した後、1ヶ月以内に貸付金の全額を一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

15-4

Q：貸付中止後も引き続き休学して大学院に在籍します。この場合、返還はどうなりますか？

A：大学院に在籍している期間は返還が猶予されます。返還猶予を希望する場合は、返還猶予申請書（様式第8号）と在学証明書を提出してください（24【返還猶予】、25【返還猶予に関する手続き】を参照）。

15-5

Q：貸付中止後も大学院に在籍しているため、返還が猶予されましたかが、この度、退学することになりました。貸付金の返還はどのように行いますか？

A：大学院を在籍しなくなった日において、返還据置期間が経過しているかどうかにより、返還の納期限が異なります（21【返還の原則】を参照）。そのため、大学院を退学する場合は、退学日までに県に御一報ください。

《例1》返還据置期間が経過する前に、大学院を退学した場合

貸付中止後、引き続き6ヶ月間休学したが、復学しないで退学した（返還猶予は6ヶ月間）。

⇒返還据置期間（1年間）のうち、残り6ヶ月間あるため、返還据置期間が経過した後、1ヶ月以内に全額を一括で返還してください。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
修学期間	修学	休学（全部で2年半）		退学	
貸付停止/中止		貸付一時停止	■貸付中止		
返還			返還据置期間 → 返還猶予	返還据置期間経過後、1ヶ月以内に返還	

《例2》返還据置期間が経過した後に、大学院を退学した場合

貸付中止後、引き続き2年間休学したが、復学しないで退学した（返還猶予は2年間）。

⇒返還据置期間が経過しているため、返還猶予の条件を満たさなくなった（退学）時点から1ヶ月以内に全額を一括で返還してください。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
修学期間	修学	休学（全部で4年間）		退学		
貸付停止/中止		貸付一時停止	■貸付中止			
返還			返還据置期間 → 返還猶予			退学から1ヶ月以内に返還

16【退学した場合（死亡、重度障害を除く）】

16-1

Q：貸付期間中に自己都合で大学院を退学することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A：異動届書（様式第13号）と退学証明書を提出してください。

貸付けは中止します（手続きは、15【貸付けの中止】を参照）。

16-2

Q：在学中に借りた貸付金は、どのように返還すればよいのでしょうか？

A： 貸付が中止された月から1年間は返還を据え置き、この返還据置期間が経過した後、1か月以内に貸付金の全額を一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

R5.3月	R5.4月～R6.3月	R6.4月末日まで	R6.5月～
退学	返還据置期間	全額一括返還	返還がない場合、延滞金が発生

16-3

Q： 中止された月以降の期間について、既に貸付金が振り込まれていました。この場合は、どのように返還すればよいのでしょうか？

A： 中止された月以降の振込金は、貸付金ではなくなりますので、返還据置期間が適用されません。そのため、納入通知書を発行しますので、納入通知書を発する日から10営業日以内に返還してください。

17【貸付けを辞退する場合】

17-1

Q： 辞退する場合は、どのような手続きが必要ですか？

A： 貸付けの辞退はいつでもできます。貸付辞退申出書（様式第7号）を提出してください。なお、辞退の理由を証する書類を添付していただく場合があります。

県から貸付総額確定通知書（様式第12号）を送付します。

17-2

Q： 貸付金はどのように返還したらよいでしょうか？

A： 貸付を辞退したことにより貸付けられなくなった月から1年間は返還を据え置き、この返還据置期間が経過した後、1か月以内に貸付金の全額を一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

17-3

Q： 貸付辞退後も引き続き休学して大学院に在籍します。この場合、返還はどうなりますか？

A： 大学院に在籍している期間は返還が猶予されます。返還猶予を希望する場合は、返還猶予申請書（様式第8号）と在学証明書を提出してください（24【返還猶予】、25【返還猶予に関する手続き】を参照）。

なお、返還の納期限は、大学院に在籍しなくなった日において、返還据置期間が経過しているかどうかにより異なります（15【貸付の中止】を参照）。

■貸付期間の満了時■

18【貸付総額の確定通知】

18-1

Q： 最終的に借り受けた資金の総額はお知らせしてもらえますか？

A： 貸付期間の満了又は貸付の中止・辞退により貸付総額が確定しましたら、修学生及び連帯保証人に、県から貸付総額確定通知書（様式第12号）を送付します。

19【大学院を修了した場合】

19-1

Q： 予定どおり基準修業年限で大学院を修了し、県内企業等に就業しました。どのような手続きが必要ですか？

A： 大学院を修了した日の属する月の翌月初日から、県内企業等に就業している場合は、返還猶予を申請することができます。次の書類を提出してください（25【返還猶予に関する手続き】を参照）。

異動届書（様式第13号）、大学院の修了証明書

返還猶予申請書（様式第8号）

就業状況報告書（様式第14号）、就業証明書※（様式第11号）

※就業証明書に添付する書類

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付

②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書（写し）を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書（個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し）も添付（②は就業証明書を提出する度に添付）

③起業したことにより申請する場合は、②に代えて、事業主の場合は、定款及び事業計画書を、個人事業者の場合は、事業目的・内容・事業計画が記載されたものを提出。また、両者とも、企業等のHP や取引に関する契約書など、活動内容を証するものがあれば、その書類を添付

19-2

Q： 予定どおり適用修業年限で修了しました。しかし、就職先が決まらず、引き続き就職活動をすることになりました。この場合はどのようになりますか？

A： 異動届書（様式第13号）と修了証明書を提出してください。

なお、返還猶予の条件は満たしていませんので、貸付期間の満了した月の翌月から1年間は、返還据置期間となります。

返還据置期間の満了日の翌日までに、県内企業等に就業した場合は、返還猶予の申請をすることができます（24【返還猶予】を参照）。一方、就職できなかった場合は、返還据置期間経過後1ヶ月以内に全額を一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

20【留年した場合】

20-1

Q： 留年した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A： 異動届書と在学証明書を提出してください。

なお、貸付期間は基準修業年限までですので、延長しません（6【貸付期間】を参照）。

20-2

Q： 貸付金の返還はどうなりますか？

A： 留年1年目は返還据置期間に当たります。

この期間内に大学院を修了し、返還据置期間の満了日の翌日まで県内企業等に就業していれば、返還猶予の申請することができます（24【返還猶予】を参照）。一方、大学院の修了と県内企業等への就業のどちらかでも満たさない場合は、返還据置期間経過後1ヶ月以内に全額を一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

《例》

R5.4～R6.3		留年1年目：資金の返還据置期間		
R6.3.3.1	大学院修了	大学院修了	大学院未修了	
R6.4.1	県内企業等へ就業 返還猶予開始	未就業	留年2年目	
～R6.4.30	—	全額を一括で返還	全額を一括で返還	

20-3

Q： 大学院の博士課程後期に在籍しています。貸付期間（3年間）において必要な単位は取得しましたが、博士号は取得できませんでした。この場合はどのようになりますか？

A： 大学院の学則等で、大学院の修了が博士号の取得となっている場合は、大学院を修了していないため留年となります。なお、修了については、大学院が発行した修了証明書で確認します。

20-4

Q： 貸付期間が満了した後、6ヶ月留年しましたが退学することになりました。この場合、返還はどのようになりますか？

A： 返還据置期間が経過した後、1ヶ月以内に全額を一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

20-5

Q： 基準修業年限で修了できないため、長期履修制度を利用することになりました。この場合は、どのようになりますか？

A： 長期履修制度は留年と同じ扱いになります。異動届書と長期履修制度に関する書類、在学証明書等を提出してください。

■貸付の返還ルール等■

21 【返還の原則】

21-1

Q： どのような場合に、返還が必要ですか？

A： 返還の猶予や免除の条件に当てはまらない場合は、返還が必要です。

21-2

Q： 返還は一括ですか？

A： 貸付金は、全額を一括で返還してください。

21-3

Q： 返還据置期間とは、どのような内容ですか？

A： 返還が1年間据え置かれる期間をいいます。返還据置期間は、事項ごとに開始時期が異なります。

事項	返還据置期間
①貸付期間が満了した場合	貸付期間が満了した月の翌月から1年間
②貸付が中止された場合	中止により資金を貸付けられなくなった月から1年間
③貸付を辞退した場合	辞退したことにより資金を貸付けられなくなった月から1年間

21-4

Q： 貸付金はいつ返還しますか？

A： （1）返還据置期間の満了後1か月以内、または（2）返還猶予や免除の条件に当てはまらなくなった時点から1か月以内に返還してください。

（1）返還据置期間が適用される場合

返還据置期間が経過した後、1か月以内に返還してください。

《例》 •返還据置期間中に大学院を修了できなかった（再留年した）場合

•返還据置期間満了日の翌日までに、県内企業等に就職できなかった場合

(例)	R5.3月	R5.4月～R6.3月	R6.4月1日～R6.4月30日
	貸付期間満了	返還据置期間	全額一括返還
留年（未就業）		留年（就活）1年目	留年（就活）2年目

（2）返還据置期間が経過した後に、返還猶予や免除の条件に当てはまらなくなった場合

条件に当てはまらなくなった時点から1か月以内に返還してください。

《例》 県内企業で2年間就業したが退職した。1年間転職活動をした後、外国企業へ再就職した場合
⇒大学院修了後、4年目の初日で返還猶予の条件を満たさなくなります。（9年間のうち8年以上上県内企業等に就業できなくなるため。）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
大学院修了	県内企業に就業	転職活動		外国企業へ再就職					
貸付期間満了		返還猶予		返還					
	返還据置期間								

21-5

Q： 返還の方法は？

A： 金融機関の窓口に納入通知書を持参して支払ってください。

納入通知書に記載された納期限の日が、金融機関の営業日でない場合は、納期限の日より前の営業日までに払い込んでください。

納期限を超えた場合は、延滞金が発生しますので御注意ください（22【延滞金について】を参照）。

21-6

Q： 貸付中止等により、貸付期間とならなくなった期間について、予め県から入金されていた場合は、

どのように返還しますか？

A： 県から納入通知書を発行しますので、納入通知書を発する日から10営業日以内に返還してください。

21-7

Q： 修学生が外国に住むなど、金融機関に行けない場合は、どのようにしたらよいでしょうか？

A： 連帯保証人が納付してください。この場合、県から直接、連帯保証人に納入通知書を送付することもできますので御連絡ください。

22【延滞金・注意事項】

22-1

Q： 延滞金が発生する時期と率は、どのようになっていますか？

A： 納期限までに返還しなかった場合、納期限の翌日から延滞金が加算されます。

延滞金の率は、次のとおり貸付決定時期により異なります。

貸付決定時期	延滞金の率
平成25年12月31日まで	年14.5%
平成26年1月1日以降	年14.5%

ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合になります

22-2

Q： 返還に当たって、どのようなことに注意したらよいでしょうか？

A： 返還がない場合、訴訟手続き等を行うことがあります。連帯保証人も含め、返還は必ず納期限内に行ってください。

23【繰上返還】

23-1

Q： できるだけ早く返還したいと思っています。返還据置期間中でも返還できますか？

A： 返還据置期間中でも、返還をすることができます。

また、返還を前提とした返還猶予中であっても（貸付辞退をしたが、在学中のため返還を猶予している場合など）、返還することができます。

繰上返還申出書の提出が必要ですので、まずは県に御連絡ください。

24【返還猶予】

24-1

Q： 資金の返還が猶予されるのは、どのような場合ですか？

A： 次のいずれかに該当した場合です。

条件	猶予される期間	備考
①大学院を適用修業年限で修了	修了した日の属する月の翌月初日から県内企業等に就業した場合	修了した日の翌月の初日から9年間経過するまでの間、県内企業等に就業している期間が8年に達するまで 8年以上就業すれば、返還が全額免除されます（27【全額返還免除】を参照）。
②大学院を適用修業年限で修了、または適用修業年限を経过了した日の翌月から1年内に修了	修了後、育児、介護その他やむを得ない理由により、県内企業等で勤務又は就業できない場合	知事が指定する期間 県内企業等で勤務再開又は就業した場合は、①の返還猶予が始まります。返還猶予申請書（様式第8号）を提出してください。
③大学院を適用修業年限で修了しなかった場合	返還据置期間中に大学院を修了し、かつ返還据置期間の満了日の翌日までに県内企業等に	適用修業年限を経过了した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月の初日から9 8年以上就業すれば、返還が全額免除されます。 (例) 1年間の留年を経て修了した場合は、

(留年)	就業した場合	年間が経過する日までの期間から、留年した期間を差し引いた残りの期間において、県内企業等に就業している期間が8年に達するまで	適用修業年限から1年間が経過しているため、8年間継続して県内企業等に就業することが必要です。
④大学院を休学したことなど伴い、貸付けが中止された場合 または貸付けを辞退した場合	大学院に在籍している期間	大学院を修了(又は退学)後に、全額を一括で返還してください(15【貸付けの中止】、17【貸付けを辞退する場合】を参照)。	
⑤災害、疾病その他やむを得ない理由により資金の返還が困難となった場合	知事が指定する期間		

《①に関する3つの例》

ア) 大学院の適用修業年限を経過した日の属する月(貸付期間が満了した月)の翌月初日から、県内企業に8年間継続して就業した場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
大学院修了	県内企業に就業									
貸付期間満了	返還猶予								全額免除	

イ) 大学院の適用修業年限を経過した日の属する月(貸付期間が満了した月)の翌月初日から、県内企業①に4年間就業した。当初は8年間継続して就業する予定だったが、5年目の初日から1年間転職活動をした(無就業)。その後、県内企業②に転職し4年間継続して就業した。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
大学院修了	県内企業①に就業				転職活動				県内企業②へ再就職	
貸付期間満了	返還猶予①								→ 返還猶予②	全額免除

※県内企業①に就業した時点で返還猶予①が開始します。

県内企業①を退職した時点で、返還猶予①を返還猶予②に変更する必要がありますので、返還猶予変更申請書等を提出してください。

また、県内企業①を退職した時、県内企業②に就職した時に、それぞれ異動届書等を提出してください(25【返還猶予に関する手続き】を参照)。

ウ) 大学院の適用修業年限を経過した日の属する月(貸付期間が満了した月)の翌月初日から、1年間起業準備をし、2年目の初日から8年間継続して県内で会社を経営している。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
大学院修了	起業準備				県内で会社経営				全額免除	
貸付期間満了	返還据置								→ 返還猶予	

※起業準備中は、返還猶予の条件を満たしていないため、返還猶予の申請はできません。(返還据置期間になります。)

※県内で起業した時点で、返還猶予申請書等を提出してください(25【返還猶予に関する手続き】を参照)。

24-2

Q: 修士課程で資金を借りていました。予定どおり修士課程を修了し、引き続き博士課程に進学することになりました。県内企業等には就業していません。この場合は、返還は猶予されますか?

A: 県内企業等に就業していないので、返還は猶予されません。

なお、貸付の中止又は辞退した場合の大学院在籍期間の返還猶予とは、資金を借りた課程において在籍している場合が当てはまります。御質問の場合は異なりますので、御注意ください。

24-3

Q: 特別猶予(24-1表中②:大学院修了後、育児、介護その他やむを得ない理由により、県内企業等で勤務又は就業できない場合)は、どのくらいの期間、返還が猶予されますか?

A: 通算4年を上限に猶予されます。

なお、どのようなケースがこの特別猶予に該当し、どのくらいの期間が猶予されるかは、個々の状況により異なりますので、県に御相談ください。

24-4

Q: 災害等による特別猶予(24-1表中⑤:災害、疾病その他やむを得ない理由により資金の返還が

困難となった場合)は、どのくらいの期間、返還が猶予されますか?

A: 原則4年を上限に猶予されます。

ただし、災害・疾病など予想困難な要素を含んでいますので、返還猶予は1年ごとに申請してください。(なお、1年単位で申請することで、1年間返還猶予が認められるわけではありませんので御注意ください。)

なお、どのようなケースがこの特別猶予に該当し、どのくらいの期間が猶予されるかどうかは、個々の状況により異なりますので、県に御相談ください。

25【返還猶予に関する手続き】

25-1

Q: 返還猶予を申請する時や、返還猶予中はどのような手続きがありますか?

A: 次の区分に応じて、書類を提出してください。

(1) 返還猶予を申請する時

届出事項	書類	添付書類	備考
返還猶予の申請	返還猶予申請書 (様式第8号)		修学生及び連帯保証人が自署してください。
・県内企業等に就業した場合	異動届書 (様式第13号)	就業状況報告書(様式第14号), 就業証明書※(様式第11号)	返還免除になるまで、毎年4月1日現在の就業状況を報告してください(26【就業の定期確認】を参照)。
(大学院修了と同時に返還猶予申請をする場合)	異動届書 (様式第13号)	大学院修了証明書	19【大学院を修了した場合】を参照。
・やむを得ない理由により、県内企業等に就業できない場合		必要に応じて、やむを得ない理由を証する書類	
・貸付中止・辞退をしたが、大学院に在籍している場合	異動届書 (様式第13号)	在籍証明書	16【退学した場合】を参照。
・災害・疾病その他やむを得ない理由により資金の返還が困難となったとき		やむを得ない理由を証する書類	

※就業証明書に添付する書類について

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付してください。(返還猶予申請時)

②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書(写し)を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書(個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し)も添付してください。(②は就業証明書を提出する都度)

③起業したことにより申請する場合は、②に代えて、事業主の場合は、定款及び事業計画書を、個人事業者の場合は、事業目的・内容・事業計画が記載されたものを提出。また、両者とも、企業等のHPや取引に関する契約書など、活動内容を証するものがあれば、その書類を添付

(2) 返還猶予中の届出

届出事項	書類	添付書類	備考
返還猶予の内容を変更する場合	返還猶予変更申請書 (様式第9号)		修学生及び連帯保証人が自署してください。
・県内企業等を退職したとき	異動届書 (様式第13号)	就業証明書※1(様式第11号) (退職前の就業先が就業の始期と終期を証明)	返還猶予に係る県内企業等に就業した日数を算定します。
育児、介護等の理由により休業する場合	異動届書 (様式第13号)等	休業の事実及び期間を証する書類	まずは県に御一報ください。
・県内企業等に転職したとき	異動届書 (様式第13号)	就業状況報告書(様式第14号), 就業証明書※2(様式第11号)	返還免除になるまで、毎年4月1日現在の就業状況を報告してください(26【就業の定期確認】を参照)。
氏名又は住所、連絡先(電話・メールアドレス)を変更したとき	異動届書 (様式第13号)	(氏名・住所変更の場合) 住民票の写し(市区町村から発行されるものの原本)	
連帯保証人の氏名若しくは住所、連絡先に変更があったとき	異動届書 (様式第13号)	(氏名・住所変更の場合) ・住民票の写し	

届出事項	書類	添付書類	備考
(連帯保証人が法人の場合にあっては、その名称若しくは所在地又は代表者の氏名)		(市区町村から発行されるものの原本) ・法人は履歴事項全部証明書	
連帯保証人が死亡したとき、若しくは破産手続き開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときなど、連帯保証人を変更する必要が生じた場合	異動届書 (様式第13号) ※記載方法を御説明しますので、県に御一報ください。	・死亡診断書 ・破産手続き開始等に関する事実を証する書類	新たな連帯保証人(法定相続人を含む)が記入した次の書類も提出してください。 ・借用書(様式第5号) ・保証人の資格に関する調べ ・個人情報の提出に関する同意書
その他 届出と異なる事項が生じた場合	異動届書 (様式第13号)等	事実を証する書類	まずは県に御一報ください。
県内企業等への就業により、返還免除の要件を満たした時	返還免除申請書 (様式第10号)	就業証明書※2(様式第11号)	27【全額返還免除】、28【一部返還免除】を参照。
業務上の理由により死亡した場合	死亡届 (様式第15号) 返還免除申請書 (様式第10号)	死亡診断書 就業証明書※2(様式第11号) 業務上の理由によることを証する書類	資金の返還が全額免除されます(27【全額返還免除】を参照)。
業務上の理由により心身の故障のため就業することができなくなったとき	異動届書 (様式第13号) 返還免除申請書 (様式第10号)	就業証明書※2(様式第11号) 心身の故障の事実及び程度を証する診断書 業務上の理由により心身の故障したことを証する書類	
上記以外の理由により死亡した場合	死亡届 (様式第15号) 返還免除申請書 (様式第10号)	死亡診断書 就業証明書※2(様式第11号)	資金の返還が全額免除される場合があります(27【全額返還免除】を参照)。
上記以外の理由により心身の故障のため就業することができなくなったとき	異動届書 (様式第13号) 返還免除申請書 (様式第10号)	就業証明書※2(様式第11号) 心身の故障の事実及び程度を証する診断書	資金の返還が免除される場合があります(27【全額返還免除】、 28【一部返還免除】を参照)。 ・重度障害:全額免除 ・重度障害以外:一部免除

※1 県内企業等を退職した時の就業証明書に添付する書類について

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の廃業等届書の写しを添付してください。

※2 県内企業等に転職等した時の就業証明書に添付する書類について

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付してください。

②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書(写し)を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書(個人事業税の課税がない場合は確定申告書の写し)も添付してください。(②は就業証明書を提出する都度)

③起業したことにより申請する場合は、②に代えて、事業主の場合は、定款及び事業計画書を、個人事業者の場合は、事業目的・内容・事業計画が記載されたものを提出。また、両者とも、企業等のHPや取引に関する契約書など、活動内容を証するものがあれば、その書類を添付

25-2

Q: 返還猶予中に、返還猶予の条件を満たさなくなった場合、返還はどうなりますか?

A: 返還猶予の変更が認められない場合は、貸付金の返還が必要です(21【返還の原則】、在学生の場合は、15【貸付けの中止】も参照)。

そのため、条件を満たさない可能性が生じた時点で、できるだけ早く県に御一報ください。

26【就業の定期確認】

26-1

Q: 県内企業等に就業していることは、どのように定期的に確認されますか?

A: 返還免除になるまで、毎年4月1日現在の就業状況について、就業状況報告書(様式第14号)と就業証明書※(様式第11号)により確認します。書類の提出期限は4月20日です。

報告がない場合は、返還猶予の条件を満たしていることが確認できず、貸付金の一括返還を求めることになりますので、必ず期限内に提出してください。

※ 就業証明書に添付する書類について

事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書（写し）を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書（個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し）も添付してください。なお、会社等の登記や個人事業の開業届をしていても、売上など具体的な事業活動がない場合は、「就業」とはみなされませんので、十分御注意ください。

27 【全額返還免除】

27-1

Q： 返還が免除される場合とは、どのような場合ですか？

A： 次のいずれかの場合です。（返還の履行期が到来していないものに限ります。）

条件	提出書類
①大学院を基準修業年限で修了、または基準修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書※（様式第11号）
②大学院を基準修業年限で修了、または基準修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書※（様式第11号） ・死亡診断書 ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書 ・業務上の理由によることを証する書類
③大学院を基準修業年限で修了、または基準修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書※（様式第11号） ・死亡診断書 ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書
④大学院に在籍中	返還免除申請書（様式第10号） 退学証明書 ・死亡診断書 ・心身の故障の事実及び程度を証する診断書

※就業証明書に添付する書類について

①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部証明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付してください。

②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領収証書（写し）を、個人事業者の場合は、個人事業税納税証明書（個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し）も添付してください。

27-2

Q： 1年間の留年を経て大学院を修了し、県内企業等に就業した場合は、どのようになりますか？

A： 基準修業年限を経過した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月の初日から9年間が経過するまでの期間から、留年した期間を差し引いた残りの期間において、8年以上、県内企業等に修業した場合、返還が免除されます。

そのため、1年間留年した場合は、8年間のうち1日でも県内企業等に就業していない期間があれば、条件を満たしません。

28 【一部返還免除】

28-1

Q： 返還が一部免除される場合とは、どのような場合ですか？

A： 次のいずれかの場合です。（返還の履行期が到来していないものに限ります。）

条件	提出書類
①大学院を基準修業年限で修了、または基準修業年限を経過した日の翌月から1年以内に修了※ ¹	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書※ ² （様式第11号）
②大学院を基準修業年限で修了、または基準修業年限を	返還免除申請書（様式第10号） 就業証明書※ ² （様式第11号）

経過した日の翌月から1年以内に修了 ^{※1}	当しない場合で、重度障害の程度に至らない心身の故障のため、県内企業等に就業することができなくなった場合	・心身の故障の事実及び程度を証する診断書
---------------------------------	---	----------------------

※1 留年した場合の取扱いは、27【全額返還免除】を参照してください。

※2 就業証明書に添付する書類について

- ①事業主又は会社役員の場合は履歴事項全部證明書を、個人事業者は個人事業の開業等届書の写しを添付してください。
- ②事業主の場合は、決算報告書及び法人県民税・事業税領收証書（写し）を、個人事業者の場合は、個人事業税納稅證明書（個人事業税の課税が無い場合は確定申告書の写し）も添付してください。

《①の例》

ア) 大学院を基準修業年限で修了した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月初日から、県内企業に5年間就業した。当初は8年間継続して就業する予定だったが退職し、6年目の初日から1年間、転職活動をした（無就業）。7年目の初日に、外国企業に再就職した。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
大学院修了						転職活動	外国企業へ再就職		
					返還猶予		一部返還免除		

⇒7年目の初日で返還猶予の条件を満たさなくなったので、返還が必要ですが、県内企業等に就業した期間が4年を超えていたので、一部の返還が免除されます。

返還免除されない残額は、県から納入通知書を発行しますので、納入通知書を発する日から10日営業日以内に一括で返還してください（21【返還の原則】を参照）。

イ) 大学院を基準修業年限で修了した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月の初日から、1年間就職活動を行った。2年目の初日から県内企業に5年間就業したが、退職し無職となった。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
大学院修了	就職活動						退職		
	返還据置				返還猶予		一部返還免除		

⇒一部返還が免除されますが、上記ア)と同様に、残額について貸付金の返還が必要です。

28-2

Q： 一部免除される額は、どのように計算しますか？

A： 貸付総額（a）に、県内企業等に就業した月数のうち、4年を超えて就業した月数（b）を48月で除した数を乗じます。（a×b÷48）

貸付総額（a）	就業月数	4年を超える月（b）	免除される額（a×b÷48）
100万円	72月（6年）	24月	50万円

《注意》

- ・1か月末満の就業期間は切り捨てます。
- ・複数の県内企業等に就業した場合で、1か月末満の就業期間が2以上ある場合は、その期間を合算し30日で1ヶ月とします。
- ・県内企業等に就業中、業務上の理由により負傷又は疾病にかかったため、業務に従事できなかった期間は、県内企業等に就業した期間とみなして算入します。

29【返還が免除されない場合】

29-1

Q： どのような場合は、返還が免除されませんか？

A： 次のような場合です。

事例	備考
①1年を超えて留年した場合（長期履修期間の場合も同様）	20【留年した場合】を参照。
②退学した場合（死亡、重度障害を除く）	16【退学した場合】を参照。
③貸付けを中止または辞退した場合	14【貸付けの一時停止】（中止の場合）、 17【貸付けを辞退する場合】を参照。
④大学院等専門課程の基準修業年限を経過した日の属する月の翌月の初日から起算して、9年を経過する日までのうちで、県内企業等に就業しなかった期間が1年を超えた時点で、県内企業等に4年を超えて就業していない場合	留年（1年内）した場合の取扱いは、27【全額返還免除】を参照。

《④の例》

ア) 大学院の基準修業年限を経過した日の属する月（貸付期間が満了した月）の翌月初日から、県内

起業するため準備をしていた(無就業)。返還据置期間が満了した日の翌日までに起業できなかった。

イ) 大学院の基準修業年限を経過した日の属する月(貸付期間が満了した月)の翌月初日から、県外に本店のある企業の県内支店で就業した。

8年間継続して県内支店で就業する予定だったが、4年目の初日から県外の本社に異動した。1年以内に県内支店に戻る予定だったが、引き続き県外本社で勤務することになった。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
大学院修了	県外企業の県内支店で就業			県外の本社に異動						
	返還猶予		全額返還							

29-2

Q：返還はどのように行いますか？

A：全額を一括で返還してください。詳しくは、21【返還の原則】を参照してください。

■その他■

30【県との連絡】

30-1

Q：各種手続きが必要となった場合、県にどのように連絡したらよいでしょうか？

A：まずは、電話で御一報ください。

電話番号 082-513-3420 (広島県 商工労働局 産業人材課 未来人材育成グループ)

なお、各種手続きは、必要書類をメール、郵送または持参により提出していただきます(13【貸付期間中の届出】、25【返還猶予に関する手続き】を参照)。

提出書類や記入方法の確認のほか、御不明な点があれば御遠慮なくお電話ください。

電子メールでのお問合せも可能ですが、送信されたメールアドレスによっては県のセキュリティシステムにより受信できないことがあります。

メールを送信した場合は必ず電話にてその旨を御連絡ください。後ほど県から受信を完了した旨の電子メールを送信します。3日以内(閑序日を除く)に受信完了のメールが届かない場合は、電話でお問合せください。

メールアドレス：syojinzaipref.hiroshima.lg.jp

連絡の不備により手続きが遅れると、貸付金の入金の遅れや未返還による延滞金の発生等、資金借受者に不利益が生じる場合がありますので御注意ください。

31【外部への公表】

31-1

Q：貸付けが決定した場合、貸付内容について外部に公表されますか？

A：個人情報等の不開示情報を除き情報公開の対象となりますので、進学先や貸付額、将来取組みたい分野などを公表する場合があります。

32【事業への協力】

32-1

Q：その他、何か提出するものなどはありますか？

A：応募時に記載された自分自身の将来像や広島県産業に対する貢献について、進捗状況などを確認するため、毎年調査を行います。御回答をお願いします。

また、産業人材のネットワークを形成し、今後の県内産業の振興に役立てていく方策を検討するため、借受者に対して情報提供や意見聴取等を行わせていただくことがあります。御協力をお願いします。